

## 宝塚女性ボード実施要領

宝塚女性ボード設置要綱（平成４年５月１８日設置）に基づき、次のようにその詳細を定める。

（意見、提言の取り扱い）

- 1 女性ボードから提出された意見、提言等は、男女共同参画課で取りまとめ、必要に応じて企画調整課と連携しながら、庁内関係部課と調整して適切な処理に努める。

（会議等の開催）

- 2 会議は、適宜に開催し、全体会とグループ会とする。  
全体会及びグループ会に、座長、副座長を置く。（グループ会の座長、副座長はグループ構成員の互選による。全体会の座長、副座長はグループ会の座長が行う。）

（構成員の選任）

- 3 構成員２年ごとに２５人程度の委嘱者をもって組織し、選任については、公募１０人程度及び庁内選考１５人程度とする。  
各グループの構成人数は、概ね同数となるよう配慮する。

（在住年数）

- 4 在住年数は通算して１年以上を認める。

（年 令）

- 5 基準日は、当該年の４月１日とし、満年齢が２０歳以上の者とする。

（謝 礼）

- 6 構成員の謝礼は、報償費（研究活動費）として支給する。支給額は、委嘱の日の属する年度は月額１，５００円を、次年度以降は月額３，０００円を支給する。ただし、任期途中で退任した場合はその属する月までとする。

付 則

この要領は、平成４年５月１８日から施行する。

付 則

この要領は、平成６年４月２１日から施行する。

付 則

この要領は、平成８年４月１５日から施行する。

付 則

この要領は、平成１４年４月１日から施行する。

付 則

この要領は、平成１６年４月１日から施行する。

付 則

この要領は、平成１８年４月１日から施行する。